

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字新宿字枇杷橋一 ○番一地从先から同郡同町大字新宿字 本郷四七番三地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十二月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月六日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六・二〇メートル</p>	<p>備考</p>